

令和6年度（下半期） 延長相談について

毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後5時から午後7時まで、「電話」又は「富山本所への来所」による延長相談を受け付けます。

なお、**偶数月の第1、第2火曜日** 及び **奇数月の第2火曜日** の延長相談は、**電話相談のみとし、来所による相談は受け付けておりませんので、**ご注意ください。

延長相談実施予定日

10月	11月	12月	1月	2月	3月
10/1(火)	11/5(火)	12/3(火)	1/7(火)	2/4(火)	3/4(火)
10/8(火)	11/12(火)	12/10(火)	1/14(火)	2/18(火)	3/11(火)
10/15(火)	11/19(火)	12/17(火)	1/21(火)	2/25(火)	3/18(火)
10/22(火)	11/26(火)	12/24(火)	1/28(火)	2/11(火)は、 建国記念の日 のため、閉庁 します。	3/25(火)
10/29(火)					

赤文字の日は、電話相談のみ

黒文字の日は、電話相談・富山本所への来所ともに受付